官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（一一五七）　二
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一一五八）　三
○自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一五九）　三
〔省　令〕
○管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働一一）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　五
○栄養士法施行規則の一部を改正する省令（同一〇六）　五
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（同一〇七）　五
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一八）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同一一九、一二〇）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一五八六～一五九一）　七
○保安林の指定を解除する件（同一五九二～一五九五）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四七～一四九）　八
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（同一五〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一一五、一一六）　八
〔国会事項〕
諸事項　八
〔人事異動〕
内閣　内閣府　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低賃金公示六、兵庫同六）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　10
〔公　告〕
諸事項
裁判所　10
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　10
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十七号）（厚生労働省）

第１　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正

薬局製造販売医薬品の定義を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項第三号に規定する医薬品」とする。（第三条及び第四条第一項関係）

第２　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正

１　革新的医薬品等実用化支援基金の額が過大と認められた場合の納付金の納付の手続等

(1)　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、厚生労働大臣から革新的医薬品等実用化支援基金（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。３において「基盤研法」という。）附則第二十条第一項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金をいう。以下同じ。）に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命じられたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、研究所が革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を国庫に納付しなければならないこととする。（附則第十五条第一項関係）

(2)　厚生労働大臣は、(1)の納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととする。（附則第十五条第二項関係）

(3)　(1)の納付金は、一般会計に帰属するものとする。（附則第十五条第三項関係）

2　革新的医薬品等実用化支援基金を廃止する場合の納付金の納付の手続等

⑴　研究所は、革新的医薬品等実用化支援基金を廃止する場合において、革新的医薬品等実用化支援基金に残余があるときは、当該残余の額に係る納付金の計算書に、令和十七年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和十八年六月三十日までに厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。(附則第十六条第一項関係)

⑵　厚生労働大臣は、⑴の納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。(附則第十六条第二項関係)

⑶　⑴の納付金は、令和十八年七月十日までに納付しなければならないこととする。(附則第十六条第三項関係)

⑷　⑴の納付金は、一般会計に帰属するものとする。(附則第十六条第四項関係)

3　公正取引委員会との協議の対象となる製造基盤整備措置

厚生労働大臣が認定をしようとする場合において、公正取引委員会に協議を行う製造基盤整備措置（基盤研法附則第十七条第二項第一号に規定する製造基盤整備措置をいう。⑵において同じ。）は、次に掲げるものとする。(附則第十七条関係)

⑴　その伴う事業再編（基盤研法附則第二十六条第一項に規定する事業再編をいう。）のための措置が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を届け出なければならないこととされているものであるもの

⑵　二以上の後発医薬品製造販売業者等（基盤研法附則第十七条第二項第一号に規定する後発医薬品製造販売業者等をいう。以下この⑵において同じ。）により共同して行われる製造基盤整備措置であって、当該後発医薬品製造販売業者等のうち、いずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額が五十億円を超えるもの（当該製造基盤整備措置を行おうとする全ての後発医薬品製造販売業者等が同一の企業結合集団に属するものを除く。）

4　革新的医薬品等実用化支援基金に関する規定の後発医薬品製造基盤整備基金への準用

後発医薬品製造基盤整備基金（基盤研法附則第二十七条第一項に規定する後発医薬品製造基盤整備基金をいう。）について、１及び２に準じた規定を設けることとする。(附則第十八条関係)

第３　施行期日

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。(附則関係)

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第三百五十八号）(厚生労働省)

1　次に掲げる物を劇物に指定する。(第二条第一項関係)

四一［二一（四一ターシヤリ－ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン(別名フエナザキン)及びこれを含有する製剤。ただし、四一［二一（四一ターシヤリ－ブチルフエニル)エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。

2　次に掲げる物を劇物から除外する。(第二条第一項関係)

塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）(炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。)

3　施行期日等

⑴　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、２については、公布の日から施行する。(附則第一項関係)

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

◇自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百五十九号）(厚生労働省)

自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十四号）の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

政　令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第二十条第七項及び第八項、第二十六条第一項並びに第二十七条第七項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「薬局製造販売医薬品（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないものをいう。以下同じ。）」を「法第二条第十七項第三号に規定する医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）」に、「同項」を「法第十二条第四項」に改める。

第四条第一項中「、医薬品」の下に「（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四条を加える。

（法附則第二十条第六項の規定による納付金の納付の手続等）

第十五条　研究所は、法附則第二十条第六項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金の額のうち研究所が革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第六項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により法附則第二十条第六項の規定による納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　法附則第二十条第六項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（法附則第二十条第八項の規定による納付金の納付の手続等）

第十六条　研究所は、法附則第二十条第八項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、令和十七年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和十八年六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による法附則第二十条第八項の規定による納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3　法附則第二十条第八項の規定による納付金は、令和十八年七月十日までに納付しなければならない。

4　法附則第二十条第八項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（公正取引委員会との協議）

第十七条　法附則第二十六条第一項の政令で定める製造基盤整備措置（法附則第十七条第二項第一号に規定する製造基盤整備措置をいう。第二号において同じ。）は、次に掲げるものとする。

一　その伴う事業再編（法附則第二十六条第一項に規定する事業再編をいう。）のための措置が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を届け出なければならないこととされているものであるもの

二　二以上の後発医薬品製造販売業者等（法附則第十七条第二項第一号に規定する後発医薬品製造販売業者等をいう。以下この号において同じ。）により共同して行われる製造基盤整備措置であって、当該後発医薬品製造販売業者等のうち、いずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額が五十億円を超えるもの（当該製造基盤整備措置を行おうとする全ての後発医薬品製造販売業者等が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属するものを除く。）

（後発医薬品製造基盤整備基金に係る納付金についての準用）

第十八条　附則第十五条の規定は、法附則第二十七条第六項の規定による納付金について準用する。

2　附則第十六条の規定は、法附則第二十七条第八項の規定による納付金について準用する。この場合において、附則第十六条第一項中「令和十七年四月一日」とあるのは「令和十二年四月一日」と、「令和十八年六月三十日」とあるのは「令和十三年六月三十日」と、同条第三項中「令和十八年七月十日」とあるのは「令和十三年七月十日」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月二十九日
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百五十八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

イ　塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）

ロ　爆発薬

第二条第一項中第八十五号の十四を第八十五号の十五とし、第八十五号の七から第八十五号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の六の次に次の一号を加える。

八十五の七　四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十八号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第八十五号の七に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和八年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和八年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月二十九日
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百五十九号

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

省　令

○文部科学省
厚生労働省令第三号

栄養士法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百五十二号）の施行に伴い、管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令

管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（指定の基準） **第二条**　令第十条の規定による主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十一　（略） ２　（略） （内容変更の承認） **第四条**　令第十一条の規定による内容変更の承認を受けようとする学校の設置者は、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は、変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 （変更の届出） **第五条**　指定を受けた学校の設置者に係る令第十三条の主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。	（指定の基準） **第二条**　令第十一条の規定による主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十一　（略） ２　（略） （内容変更の承認） **第四条**　令第十二条第一項の規定による内容変更の承認を受けようとする学校の設置者は、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は、変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 （変更の届出） **第五条**　指定を受けた学校の設置者に係る令第十四条の主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～九十七　（略） 九十八　二―（四―エトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―メチルベンズイミダゾール及びその塩類 九十九～二百四十六　（略） 二百四十七　四―プロパノイルオキシ―Ｎ・Ｎ―ジメチルトリプタミン及びその塩類 二百四十八～二百八十八　（略） 二百八十九　Ｎ―（二―メチルフェニル）―Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類 二百九十～三百五十四　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～九十七　（略） （新設） 九十八～二百四十五　（略） （新設） 二百四十六～二百八十六　（略） （新設） 二百八十七～三百五十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第百六号

栄養士法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百五十二号）の施行に伴い、栄養士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

栄養士法施行規則の一部を改正する省令

栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（養成施設の指定の基準） **第九条**　令第九条第三号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十九　（略）	（養成施設の指定の基準） **第九条**　令第十条第三号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十九　（略）

（管理栄養士養成施設の指定の基準）

第十一条　令第十条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一～十四　（略）

（内容変更の承認）

第十二条　令第十一条の規定による指定養成施設（法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。）の設置者であつて、令第十一条の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十三条　指定養成施設の設置者に係る令第十三条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

（権限の委任）

第二十条の二　法第六条の四第一項及び令第二十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二　（略）

三　令第十一条に規定する権限

四　令第十二条から第十四条までに規定する権限

五　令第十五条に規定する権限

（管理栄養士養成施設の指定の基準）

第十一条　令第十一条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一～十四　（略）

（内容変更の承認）

第十二条　令第十二条第一項の規定による指定養成施設（法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。）の設置者であつて、令第十二条第一項の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十三条　指定養成施設の設置者に係る令第十四条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

（権限の委任）

第二十条の二　法第六条の四第一項及び令第二十一条第二項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二　（略）

三　令第十二条第一項に規定する権限

四　令第十三条から第十五条までに規定する権限

五　令第十六条に規定する権限

2　法第六条の四第二項及び令第二十条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

3・4　（略）

2　法第六条の四第二項及び令第二十一条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

3・4　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

第一条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一～四十九の五　（略） 四十九の六　四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。 四十九の七～四十九の九　（略） 五十～六十七　（略）	**別表第一**（第四条の二関係） （略） 劇物 一～四十九の五　（略） （新設） 四十九の六～四十九の八　（略） 五十～六十七　（略）

第二条　毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） **第十二条の二**　法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。 **別表第一**（第四条の二関係） （略） 劇物 一～九の二　（略）	（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） **第十二条の二**　法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。 **別表第一**（第四条の二関係） （略） 劇物 一～九の二　（略）

十　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）

ロ　爆発薬

十の二～六十七　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

十　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

（新設）

十の二～六十七　（略）

（新設）

その他告示

○法務省告示第百二十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十一条第二項ただし書に規定する事務をいう。）を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十九日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属　　喜多　剛久

○法務省告示第百二十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＡｔｏＪ

大阪府大阪市北区角田町八番四十七号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第六号、第七号、第十三号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百三十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＤＤＲ

東京都港区虎ノ門四―三―二城山トラストコートＥ―一二一一

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字梶原一〇七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市脇本字焼崎一二〇六八の一、字八郷一二一六三の五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町中区奥中字大姫九七六の四・九七六の五・九七六の一〇から九七六の一二まで・九七六の二三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、九七六の三三、九七六の三四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町二ツ屋一七字庄ケ谷一、一一九字一ノ瀬谷七の一から七の三まで、八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

一七字庄ケ谷一・一一九字一ノ瀬谷七の三・八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県大飯郡おおい町福谷三二字崩谷一四から一六まで、三四字迫脇一五、二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

三二字崩谷一四から一六まで・三四字迫脇一五・二一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県大野市伊月一〇字水上二、四の一、川合二一字寄滝ケ谷一の一〇、一の二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一〇字水上四の一・三一字寄滝ケ谷一の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字段八七七四の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町黒木字崩平二〇五二の二、二〇五三の一一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県西之表市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十一月四日から同月六日（予備、同月七日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十一月四日から同月六日（予備、同月七日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十一月四日から同月七日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線により囲まれる海面並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年十月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（令和七年防衛省告示第百四十三号）	令和七年七月一日から同年十一月五日まで	令和七年十一月六日から令和八年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）（令和七年防衛省告示第二百十四号）	令和七年九月二十九日から同年十一月五日まで	令和七年十一月六日から令和八年二月五日まで

○関東地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小山市大字粟宮字西道上一四四三番二から同市大字粟宮字西道上一四九三番三まで	前	一四・〇メートル	〇・三三四キロメートル
	後	一四・〇メートル	〇・三三四

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	小山市大字粟宮字西道上一四三一番一から同市大字粟宮字東道上九二八番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十九日

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問主意書（櫛渕万里提出）

外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問主意書（櫛渕万里提出）

質問書転送

十月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問主意書

事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問主意書

東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問主意書

防衛装備移転円滑化基金に関する質問主意書

マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問主意書

護衛艦すずつきの意図しない中国領海侵入事案に関する質問主意書

推薦依頼と事前運動の関連に関する質問主意書

暗号資産に対する基本的な認識に関する質問主意書

幹部自衛官の充足に関する質問主意書

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問主意書

防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に関する質問主意書

盗撮犯罪の被害拡大に対応する包括的法整備に関する質問主意書

生活保護世帯における大学進学制限に関する質問主意書

自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問主意書

スポットワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問主意書

参議院

議案提出

十月二十七日議員から次の議案が提出された。

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）（参第三号）

質問主意書提出

十月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

郵便投票制度の改善及び投票機会の拡充に関する質問主意書（ながえ孝子提出）（第一九号）

物価高対策の緊要性に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二〇号）

食料品に係る消費税率をゼロ％とする提案に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二一号）

質問主意書転送

十月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

奨学金返還に係る負担軽減策に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一号）

痛くない乳がん検診に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二号）

物価高対策としてのエネルギー自給率向上及び産業基盤強化等の必要性に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第三号）

匿名・流動型犯罪グループに関する質問主意書（塩村あやか提出）（第四号）

地方公共団体による介護職員の直接採用に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第五号）

マンションの管理適正化に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第六号）

トランプ関税交渉におけるボーイング機大量購入に関する質問主意書（山本太郎提出）（第七号）

日本各地における再エネ開発への反対運動及び戦略的環境アセスメントの法制化に関する質問主意書（山本太郎提出）（第八号）

奨学金受給者の生活実態調査及び奨学金返還負担と少子化との関係に関する質問主意書（山本太郎提出）（第九号）

風水害等による被災住宅の応急修理費支給拡充等に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇号）

米価格高騰及び米の増産に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一号）

医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第一二号）

大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事代金未払企業を二〇二七年国際園芸博覧会の「ＧＸ Ｈｏｕｓｅ　サプライヤー」に認定していることに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一三号）

麻薬取締部における捜査情報の漏えいに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一四号）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したポイント還元・付与事業が物価上昇につながる懸念に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一五号）

消費減税の実施に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一六号）

ミャンマー国民和解の枠組みにおける日本政府の基本姿勢に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一七号）

人事異動

内閣

文部科学事務次官　増子　宏

（国際連合教育科学文化機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　加納　雄大

（ウズベキスタン国駐箚）同　平田　健治

（大臣官房　国際文化交流審議官）外務事務官　岡野結城子

（同　文化交流・海外広報課国際文化協力室長）同　灘波　慶子

国際連合教育科学文化機関第四十三回総会日本政府代表を命ずる

期間は令和七年十一月二十七日までとする（各通）

（国際統括官）文部科学事務官　北山　浩士

国際連合教育科学文化機関第四十三回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年十一月二十七日までとする（以上十月二十四日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は十月二十五日マレーシア国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二十六日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗はマレーシア国へ出張のところ十月二十七日帰朝した。

（経済産業省大臣官房政策立案総括審議官）経済産業技官　茂木　正
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房））に転任させる
（財務省大臣官房付）財務事務官　岩佐　理
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に併任する
（財務省主計局次長）財務事務官　一松　旬
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（警察庁警備局付）警視長　永井　幹久
（財務省大臣官房付）財務事務官　菅野　裕人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（各通）
（総務省国際戦略局参事官）総務事務官　安東　高徳
（外務省アジア大洋州局北東アジア第二課長）外務事務官　中井　裕一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（財務省主計局次長）財務事務官　吉野維一郎
（経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当））経済産業事務官　香山　弘文
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　**吉田　昌司**
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　柳瀬　孝幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（各通）
（外務省アジア大洋州局北東アジア第二課長）外務事務官　網谷　耕介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（総務省国際戦略局技術政策課長）総務事務官　松井　正幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（以上十月二十一日）
（警察庁長官官房付）警視監　和田　薫
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長）に転任させる
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長）内閣事務官　安田　浩己
警察庁に出向させる
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　藤井　太郎
内閣総務官室に併任する（以上十月二十三日）
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　宇佐美智康
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　柳瀬　孝幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　益本宇一郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十月二十四日）

内閣府

（外務省大臣官房）外務事務官　割澤　広一
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（安全保障・国際担当））に併任する
（同）同　本城　浩
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（安全保障・国際担当））の併任を解除する（以上九月十六日）
（経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府事務官　大森　崇利
男女共同参画局の併任を解除する
消費者庁に出向させる（九月三十日）
（農林水産省大臣官房審議官）農林水産事務官　坂田　進
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
消費者庁に出向させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　逢坂　謙志
内閣府技官（沖縄総合事務局次長）に昇任させる
（沖縄総合事務局次長）内閣府技官　山田　哲也
国土交通省に出向させる
（企画官（政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（総括担当）付））内閣府事務官　石川　廉郷
参事官（企画担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に昇任させる
（経済社会総合研究所主任研究官）同　鈴木　晋
経済社会総合研究所上席主任研究官に昇任させる
（消費者庁付）同　澤井　景子
大臣官房に転任させる
農林水産省に出向させる（以上十月一日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　下岡　豊
科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当）に併任する
（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（イノベーション推進担当））内閣府事務官　西山　崇志
文部科学省に出向させる（以上十月七日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十月二十三日午後一時五十一分御出門、戦後八十年に当たり、戦争により亡くなられた人々を慰霊し、平和を祈念されるため、東京都慰霊堂（墨田区）へ行幸啓、同二時四十七分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、チェコの国祭日につき、十月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年十月二十九日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項
令和７年９月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(3)第31751号	アライアンス株式会社
東京都知事(1)第32036号	ＪＣＯＭフィナンシャル株式会社
東京都知事(1)第32037号	TX Automation Finance株式会社
東京都知事(1)第32038号	有限会社マネックス
大阪府知事(1)第13036号	株式会社ビージーエディション

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和７年７月31日	東京都知事(2)第31765号	ＤＦＨファイナンス株式会社（大和ＡＣＡヘルスケア・ファイナンス株式会社）

令和７年９月17日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31970号	日本投資株式会社
東京都知事(1)第32017号	株式会社ＴＥＲＡＳＳ

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月29日

埼玉労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間1,102円」を「１時間1,165円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月29日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,087円」を「１時間1,150円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１８号

埼玉県鴻巣市赤見台４丁目10番13号
清算株式会社　株式会社太陽造型
代表清算人　宮田　晃子

1　決定年月日　令和７年10月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第７号

佐賀市大和町大字久池井886番地１
清算株式会社　株式会社アクセス
代表清算人　前野　正博

1　決定年月日　令和７年10月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

佐賀地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第６号

栃木県栃木市片柳町１丁目16番14号
清算株式会社　株式会社片柳商店
代表清算人　宮﨑　好則

1　決定年月日　令和７年10月14日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権額（議決権額）一覧表」の「基準債権額」記載の債権額（元本額）に応じて按分して弁済する。
2　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
3　第１項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
4　各協定債権者は、第１項乃至第３項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額（利息及び遅延損害金等、元本以外の金額も含む。）につき、その債務を免除する。
5　第１項乃至第３項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権額（議決権額）一覧表」の「基準債権額」記載の債権額（元本額）の割合に応じて弁済する。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

監督命令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

		小規模個人再生による再生手続廃止	
		給与所得者等再生による再生手続開始	給与所得者等再生による再生計画認可
		給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

北海道旭川市春光六条五丁目九番八号

（甲）合同会社ＲＫパートナーズ

代表社員　加藤　照代

北海道旭川市春光六条五丁目九番八号

（乙）合同会社ＲＫパートナーズ

代表社員　合同会社Ｒｅｒａｉｋ

職務執行者　加藤　照代

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十五頁（号外第二三五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十五頁（号外第二三五号）

令和七年十月二十九日

東京都港区南青山六丁目一三番二四号

（甲）合同会社ＡＹＫ２６

代表社員　峯村　悠吾

東京都港区南青山六丁目一三番二四号

（乙）ミネムラ合同会社

代表社員　峯村　裕子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十六頁（号外第二三五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十七頁（号外第二三五号）

令和七年十月二十九日

東京都港区新橋三丁目六番一三号クリアー

ゲート新橋第二ビル

（甲）株式会社カオスゲート

代表取締役　谷村　眞策

大阪市北区天神橋三丁目二番一五号サク

シード南森町　（乙）株式会社Ｊ・Ｔ・Ｃ

代表取締役　慶田　忠吉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　六頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　六頁

令和七年十月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（甲）ネクストジェネレーション株式会社

代表取締役　恩田　良貴

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（乙）株式会社ＮＴホールディングス

代表取締役　恩田　良貴

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.wit-one.co.jp/publicnotice/

（乙）https://okinawa.wit-one.co.jp/publicnotice/

令和七年十月二十九日

東京都江東区東陽二丁目二番二〇号

（甲）株式会社ウィットワン

代表取締役　藤原　智宏

沖縄県那覇市字安里三八一番地一

（乙）株式会社ウィットワン沖縄

代表取締役　小野木圭一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー

（甲）アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社

代表社員　アシュリオンジャパン・ホールディングス・ユーエス・エルエルシー

職務執行者　マイケル・パーカー・デイリー・ジュニア

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治生命館七階ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所内

（乙）Ａｓｕｒｉｏｎ　Ｐｒｏｃｕｒｅｍｅｎｔ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　アシュリオン・エルエルシー

職務執行者　アンドレア・マジェラ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十日
掲載頁　七十五頁（号外第二三三号）
令和七年十月二十九日
愛知県豊田市若林東町東山四〇番地八
（甲）株式会社高岡ヤンマーホールディングス　代表取締役　井島　聖吾
愛知県豊田市若林東町東山四〇番地八
（乙）合同会社アグリ
代表社員　株式会社高岡ヤンマーホールディングス
職務執行者　井島　聖吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙三の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙三は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　二頁
（乙一）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　二頁
（乙二）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　二頁
（乙三）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　二頁
令和七年十月二十九日
大阪市鶴見区今津北一丁目六番二七号
（甲）株式会社明工
代表取締役　平川　真淳
大阪市鶴見区今津北一丁目六番二七号
（乙一）株式会社明工滋賀
代表取締役　平川　真淳
大阪市鶴見区今津北一丁目六番二七号
（乙二）株式会社明工富山
代表取締役　平川　真淳
大阪市鶴見区今津北一丁目六番二七号
（乙三）株式会社開窓
代表取締役　平川　真淳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の京都市及び大津市内で実施しているシェアサイクルサービス「kotobike」にかかわる事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　五十九頁（号外第六十九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十二日
掲載頁　七十三頁（号外第二三五号）
令和七年十月二十九日
福岡市中央区長浜一丁目一番三四号
（甲）チャリチャリ株式会社
代表取締役　家本賢太郎
京都市東山区下堀詰町二四六テイブンビル二F
（乙）株式会社きゅうべえ
代表取締役　谷口　創太

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ジュエル・ヘリテージ（住所東京都豊島区上池袋二丁目八番一〇号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和七年十月二十二日
掲載頁　八頁
令和七年十月二十九日
東京都豊島区上池袋二丁目八番一〇号
株式会社ジュエル
代表取締役　栗原　義治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ロイヤル（住所名古屋市中区栄二丁目一一番三〇号）に対して当社のＥＣ事業、店舗事業及び卸売事業に関する権利義務、株式会社ロイヤルロジスティクス（住所名古屋市中区栄二丁目一一番三〇号）に対して当社の物流請負事業に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十七日
掲載頁　六十一頁（号外第二七五号）
令和七年十月二十九日
名古屋市中区栄二丁目一一番三〇号
株式会社ロイヤル
代表取締役　中根　智大

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ロイヤル（住所名古屋市中区栄二丁目一一番三〇号）に対して当社のＥＣ事業、店舗事業及び卸・物流請負事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十七日
掲載頁　六十一頁（号外第二七五号）
令和七年十月二十九日
名古屋市中区栄二丁目一一番三〇号
株式会社ロイヤル
代表取締役　中根　智大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日
東京都品川区平塚一丁目八番一三号
合同会社ＡｎｄＵｎｉｔｙ
代表社員　上田　雅道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日
東京都目黒区下目黒六丁目四番七号
アイ・トーク・イングリッシュ・スクール合同会社　代表社員　北島　洋子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日
東京都目黒区中目黒一丁目一番一七号
ルーカスアセットマネジメント合同会社
代表社員　場家　崇文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はアイデンブリッド株式会社とします。効力発生日は令和七年十二月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日
東京都品川区東大井三丁目二二番三―三一五号
合同会社ＩＤＥＮＢＲＩＤ
代表社員　池田　飛鳥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日
愛知県名古屋市港区東茶屋二丁目四二三
合同会社みけらんじぇろ
代表社員　合川　遥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

兵庫県神戸市垂水区五色山二丁目三番五〇―四号

合同会社ソノクル

代表社員　延堂麻理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社クラークンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

広島県東広島市鏡山二丁目三一三

合同会社Ｃｌａｒｋ，ｎ

代表社員　千田　太志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

愛媛県四国中央市中曽根町一七四二番地

合同会社蝶野測量事務所

代表社員　蝶野　公治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

福岡県北九州市門司区羽山一丁目一番一八号

サカエ設備合同会社

代表社員　堀田　栄吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

福岡県北九州市若松区小糸町五番一三号

合同会社三晃ビル

代表社員　田中　晶子

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十一月二十日予定の組織変更の効力発生日を令和七年十一月十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月二十九日

札幌市東区北四十四条東十三丁目四番一〇号

合同会社糸

代表取締役　工藤　翔大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十九日

茨城県猿島郡五霞町大字冬木一八二六番地

有限会社山下工務店

代表取締役　山下　直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目七番一一号

合同会社くぬぎ山企画

代表社員　草野　武

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千九百四十二万二千百二十五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月二十九日

東京都新宿区新宿二丁目一六番六号

ＧＭＯデザインワン株式会社

代表取締役　高畠　靖雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億百五十四万四千九百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月二十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

プレミアアンチエイジング株式会社

代表取締役　松浦　清

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百八十万円減少し四百二十万円とし、減少する資本金全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十九日

東京都立川市富士見町一丁目二五番二四号

Ｔｈｅ　Ｂｅｓｔ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ有限会社

取締役　井上　正明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百二十五万円減少することにいたしました。

ただし、同時に利益剰余金の資本組入により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月七日

掲載頁　五十一頁（号外第一八〇号）

令和七年十月二十九日

東京都新宿区四谷四丁目三〇番一四

株式会社アクト・テクノロジーズ

代表取締役　坪井　俊行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百八十四万千五百二十五円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　四頁

令和七年十月二十九日

東京都新宿区四谷三丁目一三番地二四Ｕｓｑｕａｒｅ四谷三丁目三階

じぶんｄｅ株式会社

代表取締役　村田　尋一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億九百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十日であり、株主総会の決議は令和七年十月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.trust-ltd.co.jp/

令和七年十月二十九日

名古屋市中区錦三丁目一〇番三二号

株式会社トラスト

代表取締役　伊藤　和繁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四百五十三万円減少し九千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月四日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.suita-e.com

令和七年十月二十九日

大阪市浪速区日本橋東三丁目一五―一七

吹田電気株式会社

代表取締役　車　載元

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千五百五万円、資本準備金の額を二億二千二百五十万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ５４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億一四五五万円、資本準備金の額を金三億二四五五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十九日

東京都世田谷区砧五丁目七番二六―二一八号

株式会社ＯＫＺ

代表取締役　坂本慶太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千七百五十三万円、資本準備金の額を一億二千七百二十九万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十九日

神奈川県相模原市中央区相模原一丁目二番一号ＭＫビル二Ｆ　株式会社ｅｖｅｒｙ

代表取締役　藤本　昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十五億円、資本準備金の額を二十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　十三頁

令和七年十月二十九日

京都府長岡京市神足焼町一番地

ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社

代表取締役　小山　一弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百二十万円、資本準備金の額を七千五百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　五十九頁（号外第六十九号）

令和七年十月二十九日

福岡市中央区長浜一丁目一番三四号

チャリチャリ株式会社

代表取締役　家本賢太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十六日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十二月三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十九日

岐阜県各務原市前渡西町九一二番地の五

岐阜富士工器株式会社

代表取締役　前口庄一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十九日

三重県四日市市山之一色町八〇〇番地

キオクシアエトワール株式会社

代表取締役　小田　正亮

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である栗秋穎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

東京都千代田区内神田一丁目一四番六号

福利久ビル六階

天津秋成怡和信息技術諮問服務有限公司

日本における代表者　栗　秋穎

任意清算公告

当社は、令和七年十月七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十九日

大分県大分市大手町三丁目四番九号

合資会社みつのぶ産業

代表社員　光延　宏一

訂正公告

令和七年十月二十日（号外第二三三号）掲載の第二十五期決算公告（枠組）中、住所「東京都千代田区九段南二丁目７番６号」とあるは「東京都千代田区九段南二丁目３番１号」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月二十九日

東京都千代田区九段南二丁目三番一号

株式会社テクニス

代表取締役　望月　博

訂正公告

令和七年十月十七日（号外第二三一号）掲載の解散公告中、住所「千葉県市川市行徳駅前二丁目六番三号」とあるは、「東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月二十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社Ｌｅｖｉｃａ

代表清算人　藤本　優輝